

認定分科会への登録を申請する専門学会に係る 雑誌（機関誌）掲載論文の審査上の取り扱いについて

日本歯科医学会認定分科会への登録を申請する専門学会（以下「登申学会」という。）が登録申請書に添えて提出する雑誌（機関誌）掲載論文の資格審査委員会における審査上の取り扱いは以下のとおりとする。

1. 審査対象とする論文

原則として登申学会が発行元である雑誌に掲載された論文とする。

ただし、登申学会以外の学会等が発行元である雑誌であって、登申学会活動の専門領域と直接関連すると資格審査委員会で認められた雑誌に掲載されたPubMed 収載の英語論文のうち、登申学会会員が著者（共著者も可）であるものは審査対象に加える。

2. 登申学会の提出書類等

登申学会は、前項に該当する論文があるときは、登録申請書に添えて、以下を日本歯科医学会に提出する。

① 論文目録（エクセルファイルにて作成）：

年（1月～12月）毎にまとめ、左から第1コラムに雑誌名（巻、号、ページ、年）、第2コラムに論文タイトル、第3コラムに著者名（全員、会員には下線）、第4コラムに著者の所属（英文表記）、第5コラムに学会活動と特に関連する点を記載する。登申学会の会員である著者名に下線等の印を記入する。

② 論文別刷りあるいは論文コピー：

各1部。登申学会の会員である著者名に下線等の印を記入する。

3. 施行期日

この内規の施行は、第99回評議員会（平成31年2月19日）において、「日本歯科医学会認定分科会登録基準の一部改正」の可決確定を条件とし、平成31年4月1日付から施行する。

[関連条文]

日本歯科医学会認定分科会承認基準

2. 学会の認定分科会は、次の諸点が十分に整備された専門学会でなければならない。

(6) 雑誌（機関誌）を年1回以上、定期的に刊行していること。また、機関誌は次の要件を満たしていること。なお、本項で規定する雑誌（機関誌）の取り扱いは別に定める。

- ① 原著論文等が、原則として年5編以上掲載されていること。
- ② 編集のための委員会が会則に規定されており、かつ明確な投稿規定を有すること。また、原則として査読体制があること。